

大 第 1014 号
令和 2 年 5 月 4 日

各県内大学設置者 様

兵庫県企画県民部管理局大学課長

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業期間の延長について

標記の件について、令和 2 年 4 月 14 日付け大第 1009 号で通知したところですが、同年 5 月 4 日の国の緊急事態宣言の期限延長を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」の改定を行ったところであり、同方針に基づき、各県内大学へも 5 月 31 日（日）まで臨時休業を要請します。

なお、今後の感染状況及び医療提供体制を踏まえ、緊急事態措置の見直しを検討することとしています。

また、このたびの通知を踏まえ、臨時休業等の取扱いについて把握したく存じますので、別紙調査票に必要事項を記入いただき、5 月 11 日（月）12 時までに、FAX 又はメールにてご回答願います。

さらに、新型コロナウイルス感染症に感染した学生・教職員等又は感染者の濃厚接触者となった学生・教職員等に関する情報を得た場合は、速やかに、県あてご連絡くださいますようお願いいたします。

【回答・問い合わせ先】

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県企画県民部管理局大学課

T E L 078(341)7711 (内線 2532)

F A X 078(362)3963

【(別紙)臨時休業等状況調査票】

回答先 兵庫県企画県民部管理局大学課 あて

(回答期限: 令和2年5月11日(月)12:00) <メール又はFAXで回答> (FAX: 078-362-3963)

新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時休業等状況等調査 (5月7日以降)

学校法人名	
担当者名	
連絡先	

大学名	休業措置等		実習等の授業の弾力的な取扱い	備考
	対応	延長後の休業期間等		
〇〇大学	臨時休業	〇月〇日まで	遠隔授業の実施/その他	〇月〇日まで学生のキャンパス立入禁止